
第4章 区立小中学校の適正配置の 考え方

4.1 適正配置の必要性

平成28年5月1日現在、学級数11学級以下の過小規模校は、小学校で6校、中学校で15校あり、学校は小規模化しています。

集団活動や行事が活発に行われ、児童生徒が様々な人とのかかわりの中で学び、成長していくために、学校には一定程度の児童生徒数と学級数が必要です。

過小規模校では、集団生活の良さが生かされにくく、学年や学校全体の活気が低下する傾向があります。特に、単学級ではクラス替えができないため、交友関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方にふれる機会が少なくなります。また、中学校は教科担任制のため、過小規模校は、教員が少なく、授業改善の取組や部活動などが制限され、生徒のニーズや興味・関心に十分応えられない傾向があります。

一方、小学校で25学級以上、中学校で19学級以上の過大規模校は、小中学校で各1校あります。教室、体育館、校庭などの施設面に余裕がなく、教室数の不足により仮設校舎での学習を余儀なくされる場合や、少人数指導や部活動のスペース、社会科見学や移動教室時の見学場所が制限される場合があります。

児童生徒数の動向を踏まえ、学校の適正規模を確保し、児童生徒が良好な教育環境の中で学び、成長することができるよう、学校の適正配置を進めていく必要があります。

4.2 適正規模のあり方

区立小中学校の適正規模の学級数の基準（1）は、つぎのとおりとします。

(1) 小学校

全学年でクラス替えを可能とし、同学年に複数の教員を配置するため、1学年2～3学級を基本とする12～18学級とします。

なお、1学年4学級程度であれば、学校運営上支障がないものと考えられるため、教室の確保を条件に、19～24学級までは許容範囲とします。

(2) 中学校

生徒同士の交流や、学習面・部活動の充実のためには一定の規模が必要です。それらを考慮し、1学年4～6学級を基本に12～18学級（2）とします。

【 1 国の基準】

学級数の標準規模を、小中学校ともに「12学級以上18学級以下」としています。（学校教育法施行規則第41条）

【 2 中学校の適正規模】

平成17年4月に策定した「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」では、「11～18学級」としていましたが、国の基準に合わせて「12～18学級」とします。

4.3 区立学校の適正配置の進め方

4.3.1 過小規模校

(1) 統合・再編

適正規模を下回る過小規模校は、統合・再編を基本に検討します。

統合・再編は、統合対象としたいずれの学校も廃止し、新校を設置する方法、対象の過小規模校のみを廃止し、近接校の学区域に編入する方法のいずれかの方法により行います。

なお、統合・再編の組合せによっては、適正規模を確保している学校も統合・再編の対象となることがあります。

(2) 準備期間

概ね2年間の準備期間を設けたうえで実施します。

(3) 配慮すべき事項

ア 通学区域と通学距離

新たな学校の通学区域は、原則として、適正配置の対象校の通学区域を合わせた区域とします。また、通学距離は、児童生徒の過大な負担にならないよう、小学校1,000m、中学校1,500mを目安とします。踏切や危険箇所横断等については十分配慮し、通学路の安全確保に努めます。

イ 小中一貫教育

区では、9年間を見通した学習指導によって指導方法の工夫や改善が図られること、異学年交流が児童生徒の人間性や社会性の育成につながること、小学校と中学校の環境の変化に対し滑らかな接続による安定した学校生活を送れることなどから、小中一貫教育を進めています。

「練馬区小中一貫教育推進方針」(平成28年6月)に基づき、小中一貫教育校の設置も検討します。

ウ 跡地・跡施設の活用

適正配置によって生じる跡地・跡施設は、改築中の仮設校舎としての活用や、新たな区民ニーズに応える機能への転換などを検討します。

エ 特別支援学級

対象校に特別支援学級が設置されている場合は、原則として、統合新校に特別支援学級を設置します。ただし、統合新校を設置しない場合や、教室数など施設の状況等により、周辺校に移設する場合があります。

4.3.2 過大規模校

(1) 通学区域の変更

適正規模を上回る過大規模校は、通学区域の変更を基本に検討します。

(2) 準備期間

概ね1年間の準備期間を設けたうえで実施します。

4.4 現在進めている適正配置の取組（平成28年10月時点）

本計画の策定に先立ち、早期に対応する必要がある学校について、適正配置の取組を進めています。

【旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の過小規模への対応】

旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校は、いずれも過小規模となっています。また、小竹小学校と旭丘中学校は改築が必要な時期が迫っています。そこで、この3校を小中一貫教育校へ再編する方針を定め、より多くの保護者や地域の方々の意見を伺いながら進めていきます。新たな小中一貫校は旭丘小学校・中学校の跡地に整備します。

小竹小学校の跡施設については、地域の状況や区民ニーズ等を踏まえて、活用方法を検討します。

【光が丘第四中学校の過小規模への対応】

光が丘第四中学校では、生徒の少人数化が進み、平成21年度から全体で概ね6学級で推移しており、平成28年度は4学級114人になりました。また、東京都教育人口等推計では、平成29年度以降も現在の過小規模が続く見込みです。

生徒にとって良好な教育環境を提供していくことを第一に考え、光が丘第四中学校については閉校し、生徒の活躍の場を広げるなど、より良い学校生活を送れるよう検討していきます。

【中村小学校の過大規模への対応】

中村小学校の平成28年度の学級数は26学級です。また、東京都教育人口等推計では平成32年度には33学級になることが見込まれ、教室数の不足により教育活動に支障をきたすことが見込まれます。そのため、通学区域の変更を行い教室数の不足を回避します。

